プロジェクト　IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目　有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

(1) 日本版 S1 基準において、次のことを定める（後述の第 12 項参照）。

① サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現するものでなければならない。

② サステナビリティ関連財務情報は、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、その有用性が補強される。

(2) 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性について定められた IFRS S1 号の付録 D については、日本版 S1 基準の別紙として取り入れる（後述の第 13 項参照）。

検討すべき事項の整理

（ISSB 基準の理解）

4. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連財務情報が有用であるための質的特性について定めている（和訳は事務局による仮訳）。

10	**For sustainability-related financial information to be useful, it must be relevant and faithfully represent what it purports to represent. These are fundamental qualitative characteristics of useful sustainability-related financial information. The usefulness of**

> **sustainability-related financial information is enhanced if the information is comparable, verifiable, timely and understandable. These are enhancing qualitative characteristics of useful sustainability-related financial information (see Appendix D).**
>
> サステナビリティ関連財務情報が有用であるためには、それは関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現しなければならない。これらは有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性である。サステナビリティ関連財務情報の有用性は、当該情報が比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、補強される。これらは有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性である（付録 D 参照）。

5. また、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性については、IFRS S1 号の付録 D に詳細に定められている（別紙参照（HP では非公表））。

（公開草案に対する当委員会のコメント）

6. 当委員会は、IFRS S1 号の公開草案に対し、次のようにコメントした。

(1) 国際会計基準審議会（IASB）が開発する会計基準の概念フレームワークと、ISSB が開発するサステナビリティ開示基準の概念フレームワークは、共通化できるところは共通化することが望ましい。

(2) IFRS S1 号の目的を達成するために要求される情報の一部の性質と一般目的財務諸表において提供される情報の性質の違いから、IASB の概念フレームワークの概念をサステナビリティ関連財務情報に適用できない場合には、その内容について明確化することが、利用者にとって有用である。

(3) 同じ用語が、会計基準の文脈とサステナビリティ開示基準の文脈とで意味が異なっている場合、その違いについて明確化することが、利用者にとって有用である。

(4) IASB 及び ISSB が協働して、IASB の概念フレームワークの諸概念と IFRS 実務記述書公開草案（ED/2021/6）「経営者による説明」の諸概念との関係を整理すべきである。

(5) IFRS S1 号の公開草案の付録 C の C2 項では、サステナビリティ関連財務情報の一部の性質は一般目的財務諸表において提供される情報とは異なるとの提案がなされているが、IASB の概念フレームワークに基づく記載と、IASB から公表された IFRS 実務記述書公開草案（ED/2021/6）「経営者による説明」に基づく記載が同じ意味のものとして使われているように見受けられることが懸念される。このため、ISSB は、それぞれの質的特性について、どちらを基礎としたのか及びその理由についての説明を IFRS S1 号の結論の根拠に記載すべきである。

（検討すべき事項の整理）

7. 当委員会は前項のようにコメントを行ったものの、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性に関しては、公開草案から実質的な変更はなされていないため、IFRS S1 号の定めを取り入れることができるかどうかについて、当委員会からコメントした事項を踏まえ検討を行う。

事務局による分析

8. 当委員会は基準開発にあたり直接的に適用される概念フレームワークを有していない。また、我が国の会計基準の開発においては、成熟した実務慣行の蓄積を踏まえ基準開発が行われており、概念フレームワークは明示的には定められていないと考えられる。このため、当委員会がサステナビリティ開示基準を開発する際においても、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報が投資家等の主要な利用者に有用な情報となるようにするには、当委員会が質的特性を定めた上で、当該質的特性を確保することを企業に求める基準を開発することが必要であると考えられる。

9. ここで、当委員会からコメントした内容（前述の第 6 項参照）は、いずれも明確化を求めるものであり、IFRS サステナビリティ開示基準において示された有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性について、反対はしていない。

10. 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性は、サステナビリティ関連財務開示を作成する上での根幹にかかわる概念である。当委員会が開発するサステナビリティ開示基準について、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするためには、このような根幹にかかわる概念について、IFRS サステナビリティ開示基準と整合させるべきであると考えられる。

11. IFRS S1 号では、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性について、IFRS S1 号の付録において、規範性のあるものとして詳細に定めている。当委員会が開発するサステナビリティ開示基準について、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするためには、当該付録についても、規範性のあるものとして日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

（事務局による提案）

12. 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性に関しては、IFRS S1 号の定めを取り入れ、日本版 S1 基準において次のことを定めることとしてはどうか。

(1) サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現するものでなければならない。

(2) サステナビリティ関連財務情報は、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、その有用性が補強される。

13. また、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性について定められた IFRS S1 号の付録 D については、日本版 S1 基準の別紙として取り入れることとしてはどうか。

文案

14. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント
① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (1) サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現するものでなければならない。 (2) サステナビリティ関連財務情報は、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、その有用性が補強される。 ② 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性について定められた IFRS S1 号の付録 D について、日本版 S1 基準の別紙として取り入れるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 ③ 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。 ④ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上